

○三鷹市景観審議会規則

平成25年 1月31日

規則第 2 号

改正 平成28年 3月31日規則第19号

平成30年 3月30日規則第35号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三鷹市景観条例（平成24年三鷹市条例第34号。以下「条例」という。）第31条第 5 項の規定に基づき、三鷹市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第31条第 3 項の規定に基づき市長が委嘱する委員は、景観、建築、造園、都市計画、行政等に優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とする。

2 委員の定数は、7人とする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、引き続いて10年を超えて在任しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集等)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 専門委員は、学識経験を有する者その他審議会が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査期間とする。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、議案に関係を有する者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、審議会が特別な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、幹事は、市の職員の中から市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(一部改正〔平成28年規則19号〕)

(公印)

第10条 審議会の公印の名称、ひな型、寸法、書体及び用途は、別表のとおりとし、都市整備部都市計画課長が管守する。

(一部改正〔平成30年規則35号〕)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

名称	ひな型	寸法 (mm)	書体	用途
三鷹市景観審議会会 長印		方24	古印体	一般文書用